

なごかてな 報

発行所

嘉手納村役場

電話 098976 - 2001・2628

編集

企画経済課 広報係



12月の人口

区名	世帯数	男子	女子	計
東区	597	1366	1353	2,719
上区	470	960	1018	1978
中区	440	919	952	1,871
北区	574	1,224	1,190	2,414
南区	618	1,139	1,255	2,394
西区	683	1,483	1,489	2,972
小計	3,382	7,091	7,257	14,348
外人	45	41	43	84
計	3,427	7,132	7,300	14,432

一月十五日の「成人の日」に、本村では二三人の若人が晴れて大人の仲間入りをしました。当日は午後三時から、中央公民館において、おおぜいの該当者の出席と来賓多数が列席されて「成人式」が催されました。

仲間を代表して西区の砂川和信さんは答辞の中で「交通戦争、殺人、公害、インフレと乱れている世の中ですが、私たちがこうして「成人式」を迎えられるのは、両親はもとより、先生方や村民のご指導のおかげです。

こうして大人の仲間入りをして、少しではありますが、嘉手納村の将来が私たちの肩にかかっているような気がします。

不安な世の中をなくし、平和で明るい社会作りは、われわれ若人の自覚にあると思います。」という感謝と決意が披れられました。

新年の挨拶

村長 古 謝 得 善



輝しい昭和五十年の新春を迎えて、謹んで村民皆様に新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、石油問題に端を發して、狂乱物価、不況ムードと諸事多難の年でありましたが、村民皆様の積極的な村政に対するご指導ご協力によりまして、村の行政執行においては大過なくすごすことができましたことを衷心より感謝申し上げます。

さて、お互い当村に居住する者にとって、見るもの聞くものばかりでありまして、広大な米軍基地と、小さい住民居住地域、狭い中に混雑した住居、巾員の狭い道路、道路に溢れる車両、下水道工事やケーブル工事等で破損された道路等々、お互いが

外に出て視野に入り込んでくるものはこのような不愉快なことばかりであり、且つ、耳から聞えるものは、耳をつんざくジェット騒音であります。

私が昨年考えましたことは、せめて、村民の目にうつる不愉快要因だけでも除去して、快適な村民生活の確保に一步でも近づきたいということでありました

このような考え方のもとに、昨年は、全村道の舗装の実現と黙認耕作地を利用しての駐車場の設置による路上駐車の一掃を約束して参りましたが、幸いにして、政府においても当村の窮状をご賢察いただき、多額の助成措置等をしていただきましたので、すでに村道全面について舗装工事がなされ、来る三月末日までには完工の予定であり、駐車場の設置についても、関係地主のご承認をいただき、現地米軍との了解もとりつけてありますので、あとは農作物の補償等がかたつき次第整地して、路上駐車車両を収容していきたい

と考えておりました、海洋博開会前に完了の予定であります。さて、村民多数の方々のご賛同をいただいて昨年一月から強力に進めて参りましたお隣り読谷村との合併につきましては、両村合意による合併目標九月一日を寸前にして、読谷村においては、村長の選挙があつたためやむなく合併作業が中断された形ちとなり、合併期日も目づから延期せざるを得なくなりまして、引き続き読谷村においては、村議会議員の任期滞りに伴う選挙等もあり、これら一連の村新旧幹部の交替によつて、合併に対する見方、考え方も多少の相違があり、読谷村民の合併に対する考え方について機運いまだ熱せずとの見解がなされたため、最大の努力を払って参りました合併問題ではありましたが、当分合併作業は中止せざるを得ない状況にたち至っております。

狭い混雑したなかに、幾多の困難な問題を内包している当村であり、そのなすべき事柄も沢山あるわけですが、先づ今年には、住みよい環境作りを目標にして、来る四月一日から一般家庭の塵埃収集料金の無料化更に、水道料金の安定を図るために、基地給水の実施、塵埃焼却

却炉の建設等に努力を払う所存であり、基地から発生する爆音対策につきましても、姿勢を新たにしまして、現地米軍や政府にその改善策の実施を要求していく所存でありますれば、村民皆さ

年頭あいさつ

村議会議長 徳元正信



村民の皆さん、明けましておめでとごさいませ。

ここに希望の新春を迎えるに当り、皆様の御清福と御繁栄をお祈りいたします。

昨年は多事多難なきびしい年でありましたが、村民皆様のおかげをもちまして大過なく越年することができました。厚くお礼申し上げます。

本村は、極東最大といわれている膨大な軍事基地に近接し、

んの倍旧のご協力をお願い申し上げるとともに役場職員一体となつてその使命に精励することをお誓い申し上げて、新年のご挨拶といたします。

そのために民間地が狭あいなあまり全国的にもまれな人口密度と宅地難の村であるといわれております。このようなことから村政の問題も特異なものが多く、村議会といたしまして、基地問題を一つ一つ解決するため、軍用地の解放促進をはじめ、基地に関する幾多の要請事項を政府の関係当局に訴えてきました。このような中で昨年は、年次計画で進められております下水道工事によつて破壊された村道の完全舗装整備、そして青空駐車の一掃と村内交通緩和をはかるための共同駐車場の設置についても政府並に米軍の了解を得ております。このことは村民各位の御理解と

行政運営のよろしきを得た結果であり、村民と共によろこんでいる次第であります。

昨年は読谷村との合併問題を大きくとりあげ、その実現のために法に則って合併協議会を設置し、合併事務作業も順調なすべり出しをみせておりましたが読谷村の行政事情の都合もあって本村側といたしましては合併事務作業の中止という不本意な結果になっております。

しかしながら地域住民の福祉を増進し、自治行政の進展を期するためには合併は必要なことでありますので、今後とも当初の目的を堅持し、読谷村との合併に努力する所存でございますので、村民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

村民の福祉を増進し、村民生活の安定を図ることは直接村政を担当する我々に課せられた責務であり、本年はこれまで要請を続け実現することができなかつた諸々の基地問題に取り組みとともに、村政全般にわたり内容充実のため最大の努力を傾注する所存でありますので、なにとぞ倍旧の御指導と御鞭達を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当り、いささか所感を述べてごあいさついたします。

新年のあいさつ

教育長 勝連朝蒲



新年おめでとうございます。昭和五〇年の新春を迎えるに当り、謹んで村民の皆様にごあいさつを申し上げます。

復帰後三回目の新年を迎え、決意を新たにしておりますが、昨年は厳しい状況の中にも、本土の諸制度にも幾分慣れ、又重点目標に向って着実な歩みを踏みましたのであります。

昨年の重点事項として掲げた村内三校の教育環境整備のための教室の改築及び改造も順調な滑り出しを見せ、昨年の二月以来屋良小学校では、十五教室の古い校舎が近代的な教室に改築されるとともに、一年以上も工事中断されていた講堂兼屋内運動場(体育館)も完成し、今後は正常な授業が進められていく

ものだと思います。又中学校においても三〇教室の既設校舎が全面改築になり、既に四階建のすばらしい教室に生まれ変わりました。然し工事期間中の学校教育は、終戦直後に逆戻りしたような暑いプレハブ校舎での授業を余儀なくされ、心身共に大きな犠牲を払った職員生徒に対し申し訳ない気持ちで一杯であります

これまでのプランクを取り戻すためにも今後あらゆる対策と努力が必要だと思います。嘉手納小学校の改築改造問題も紆余曲折の末やつと結論に達し昨年十一月から工事着工し来年初めまでには完成の予定であります。

これらの実現は、関係者村民一丸となつて問題解決に当たったのが効を奏したものと感懐に堪えません。村当局や議会も予算の裏付けは勿論のこと、村長以下議会議員も共に、本土関係省庁に直接折衝をなし、その実現方のひとかならぬ努力が大きな原動力となり、教育に對

する深い理解と熱意の程を示す他市町村に例の少い誇りとすべきものであります。

懸案の小中校完全給食実施が昨年の五月より学校給食共同調理場完成と同時に始められたことは皆様と共に御同慶に堪えず今後の児童生徒の体位向上が楽しみであります。

社会教育では、現在村中央公民館を中心に活動していますが、次第に各区を主に活動することが、底辺を拡げる上に必要なことだと思っております。これまでの婦人会活動のあらゆる面での活発な活動は、今更申し上げるまでもありません。昨年は特に老人学級を新しく開設したところ、老人パワーを発揮受講者が殺到非常な好評を得効果を上げています。青年対象の青年教室も開設しましたが、これを機に着々と組織強化を目指し活動を始めていますので、今後の活動を期待したいものです。

更に、今年には村内に散在する文化財問題を取り上げる必要があると思っております。振興開発が進む中にも、これと並行し自然環境を保全する上から、あるいは古きをたずね新しきを知ることからも、われわれ祖先の残した有形無形の文化財記念物等將來の発展に資する貴重な資料とし

て保存すべき備置があると思っておりますので皆様と共に調査研究したいのであります。

教育問題は常にたゆまざる努力が肝要だと思っておりますが、昨年も村民の皆様のご協力により前進してまいりましたので、今年も又ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。皆様方のご多幸をお祈りし新年のごあいさつといたします。

入所児童募集

— 村保育所 —

一、募集期間

二月一日〜二十八日

二、申請場所

厚生課(中央公民館一階)

電話 四四八九

三、申請方法

※保護者の印鑑持参で厚生課に申請して下さい。

※入所中の児童も改めて申請して下さい。

四、募集中人員

一、二〇名

五、入所決定

三月中に通知する。

六、入所

四月一日予定

年頭の挨拶

嘉手納村農業協同組合
嘉手納村農業委員会会長

山田 義福



明けましておめでとうござい
ます。去年の十二月十八日故儀
保浜太郎氏が急逝なされました
ために、村農協長と農業委員会
会長に選任され、老骨果してそ
の任に堪え得るかと危惧いたし
ている次第でございます。

顧みまするに村農協は、県内
他市町村に比べその発足がおく
れたにもかかわらず、先任諸氏
の経営と組合員各位の協力のよ
ろしきを得て順調に発展し、殊
に前任儀保氏の時代に入ってから
は軍用地料の増加に伴い、信
用事業がめざましく進展し、ト
タン貝バラック建の事務所に組
合長以下四、五名で運営してい

た農協が、今日では近代ビルの
事務所と東区の倉庫アパートを
十人の役員と二十五人の職員が
立ち働く盛況振りでございます
ところが、オイルショック以
来物価及び人件費の高騰は、組
合の経営を圧迫し、これまでの
信用事業購買事業重点の経営で
は立ちゆけなくなつてまいりま
した。どうしても組合員農家の

生産活動を強化して、生産物を
多量に取扱う仕組みにもつてゆ
かなければなりません。然しな
がら農業生産の基盤である土地
が軍用地に取られて圧縮され、
住宅用地にもこと欠く状態で、
現在農耕しているところも大部
分が黙認耕作地でいろいろの制
約を受けて施設も出来ず、土地
の生産性を高めることが困難で
あるが、これをなんとか交渉し
打開して村当局のご指導ご援助
を仰ぎ農業委員会、組合員農家
と力を合せて、灌漑用水農道、
農地基盤の整備、深耕、有機質
肥料の多量投入等を実施して生

産量を増強
し、農協経
営の三本柱
信用、購買
販売の三事
業を調和よ
く進めたい
と思ひます

なお、農
業委員会に
つきまして
は、本県は
農地法が施
行されて日
が浅く、一
般に同法の
認識に乏し
いため、土
地の利用に
当つて農地
法に抵触す
ることが多
々あります
ので、村民
各位のご注
意をお願い
いたします
以上租辞を
申し述べま
して年頭の
ご挨拶に代
えます。

おおいにハッスル!!

初の老人運動会



去つた十一月十七日屋良小学
校運動場において、村老人クラ
ブ(会長奥間敏雄氏)主催の初
の老人運動会が開催されました
これは「老人の健康保持と社
会活動への参加意欲を促進して
一般村民の老人に対する理解と
関心を高め、老人福祉の増進に
資する」ことを目的に、村内に
居住する六十歳以上の老人が参
加して開かれたものです

当日は絶好の運動会日和に恵
まれ、会場には早朝から子や孫
たちおおいの村民がつかつか
おじいちゃんおばあちゃんのく
りひろげる真剣なプレーと、あ
るいはまたズツコケプレーに会
場は拍手と爆笑の渦でクライテ
イに富んだ演技や競技がくりひ
ろげられました。また、村婦人
会の「海洋博首頭」と屋良小学
校鼓笛隊によるマスケームや琉
球民謡演奏などの特別演技がこ
の運動会に花を添えました。
会長は「初めての試みで、運
営面で大変心配しておりました
が、自治会長さんをはじめ、婦

人会、青年会、役場のご協力ですばらしい成果をおさめることができて大変よろこんでおります。

プログラムの進行は、時間も定刻どおり運ばれ、とても老人の運動会とは思えないほど整然としていたことは大変誇りに思いました。この催しをとおして老人の健康の増進と地域社会との交遊ができたことは大きな収穫で、老人福祉に大きく寄与するものと思います。

今後この催しを続けて行きたいと思しますので皆様のご協力をお願いいたします。」と喜びを語っておりました。

—防火のチェック—

- I, 場所は安全か
- II, 器具は安全か
- III, 使い方は正しいか
- IV, あと始末は確かか

◎高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、被保険者(患者)が同一月内に、同一の医療機関で療養を受けた場合に、個人負担金が三万円を超えた分に対して、村(保険者)が支払う制度です。しかし、この制度は、償還払いを原則としていすので、一旦、個人負担分の三割は医療機関で支払い、その後には(保険者)に高額療養費支給申請書を提出し請求します。

国保だより 高額療養制度実施さる —十一月から—

付はできませんので混同しないよう気をつけて下さい。

◎高額療養費の受取時期

高額療養費の受取時期については、医療機関から送付されてくるレセプト(請求明細書)に基づいて支給されますので、診料を受けた日の約二か月後になります。

○受取額の計算方法

例)日さんが、△△病院へ入院し総医療費二十五万円用いた場合
二五〇、〇〇〇(総医療費)

× 三(個人負担割合)

七五、〇〇〇(病院で支払った額)

七五、〇〇〇(病院へ支払った額) -

三〇、〇〇〇(個人負担限度額) =

四五、〇〇〇(村に請求する限度額)

すると、日さんは、四万五千円は後ほど村からもらえることとなりますので、実質的に日さんのふところから出る金は、三万円を超過せず、残りの二二万円は村から支払うこととなります

※ 社会保険の資格を得た場合とかなくなった場合には至急、国民健康保険係へ届け出て下さい。もし、この届出がおくれまますと紛争の原因となる場合があります

※ 詳細については、住民課国民健康保険係までご連絡下さい。(電話 二〇〇一-二六二八、二〇一一)

国年だより

国民年金保険料が改正 一月一日から実施

昭和五十年一月一日から、国民年金の保険料が、これまでの九〇〇円から一、一〇〇円に改正されました。

これは国民年金の支給額が改正されて、昭和四十九年九月分から大巾に引き上げられたのに伴うものです。

今回の改正によって、引き上げられた年金を支給するため必要な保険料の額まで一挙に引き上げると、上げ巾が大きくなり、急激な負担増となります。そういう負担増を避けるために段階的に引き上げていくというものです。

「ご協力ありがとうございました」

「歳末たすけあい運動」に對しまして、左記の方々から温かいご芳志が寄せられました

- ※総額 三六八、六九二円
- ※衣類 (二〇万円相当分)

- ◎一〇二、六八二円 読高第四期辛嘉手納学友会(代表池原正夫)
- ◎一三、〇〇〇円 波惟真
- ◎衣類(二〇万円相当分) 高田紀子

- ◎一〇、六三三円 池原徳一 字水釜五六二番地
- ◎一、七〇〇円 字嘉手納三一二番地
- ◎一〇、〇〇〇円 嘉手納村消防本部常備員 沖繩銀行嘉手納支店
- (本部長金城宏正) ◎二二八、六七七円 各区自治会

沖縄税務署よりのお知らせ

◎土地や建物を売ったときの譲渡所得の申告について

○昭和 49 年度中に土地や建物を売った方は、昭和 50 年 3 月 15 日までに、所得税の確定申告と納税をしていただくことになっています。

○譲渡所得には、長期譲渡所得（5 年をこえてもついていた土地や建物を売った時の所得）と短期譲渡所得（5 年以下もついていた土地や建物を売った時の所得）があります。

○長期譲渡所得の税金は、次のように算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{土地建物を} \\ \text{売った金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{土地建物 土地建物を} \\ \text{を売った時} + \text{売るために} \\ \text{使った金額} \quad \text{使った費用} \end{array} \right) = \text{譲渡所得}$$

譲渡所得 - 100 万円（特別控除）= 課税譲渡所得
課税譲渡所得 × 15%（税率）= 税金

注 1 買った時の価額が、売った時の価額の 5% 以下のときは、譲渡価額の 5% を「買った時の価格」とすることができま

注 2 特別控除は普通 100 万円ですが、次のような特例があります。

一 道路や学校敷地等のような公共事業のため、土地や建物を買いとられた場合 2,000 万円控除

二 自分が住んでいる居住用資産を売った場合の 1,700 万円控除

三 このほか、譲渡所得には、事業用資産を売って事業用の減価償却資産を買った場合の買換えの特例などがあります。

上記特例は、確定申告書にその特例を受ける旨の記載がなければ適用されませんのでご注意ください。

○短期譲渡所得の税金の算出は、その計算方法が複雑ですので確定申告の際に直接係員とご相談下さい。

◎贈与税の申告について

○贈与税は、個人から財産をもらった人にかかる税金です。次のような場合は、贈与税がかかります。

1 財産をあげましょう。もらいましょう。というよに約束によつて財産をもらったとき。

2 親などの所有していた土地建物や株などを子供等の名義にかえたとき。

3 土地の購入や建物の新築に際して、親から資金の援助を受けたとき。

4 財産をいちじるしく低い価額で譲り受けたとき。

○贈与税は、1 年間にもらった財産の価額の合計額が 40 万円をこえるときにかかります。

贈与税の税額は、次のように計算します。

もらった財産の価額 - 40 万円（基礎控除）= 課税価額
課税価額 × 税率 = 贈与税額

○昭和 49 年分の贈与税の申告と納税は、昭和 50 年 2 月 1 日から 3 月 15 日までが期限です。

○なお、譲渡所得や贈与税についての疑問やわからないことがありましたらご遠慮なく税務署へお問い合わせ下さい。

沖縄税務署所得税課
資産税係 電 8-0034

お願い

工事期間中の 車両保管について

村では長年の念願でありました道路の改良舗装工事を昭和四十九年十二月中旬から昭和五十年三月までに完成するように準備をすすめております。皆さんに御迷惑をおかけすることになると思いますが、現在車庫等がないため、路上に駐車している自動車については各自で保管していただき、工事がスムーズに

進められますようご協力をお願いいたします。

なお、工事期間中に車両が盗難にあつても村では責任を負いかねますので、十分なる保管をお願いいたします。

昭和四十九年十二月
嘉手納村長 古謝得善
自動車所有者各位殿

労働保険料の

納付について

昭和四十九年度労働保険料の法定期限が過ぎましたが、未だ納付してない事業主の方は、早めに最寄りの日本銀行（代理店 歳入代理店）、郵便局、所割労働基準監督署または、沖縄労働基準局労働災害補償課へ納めて下さい。

沖縄労働基準局 労働補償課

電話（六八）

三五五九

四四〇三

生活の一部にしよう

火の点検